

2014年10月30日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 宮本 弘

灯油高騰対策に関する要請

貴職におかれましては益々ご清栄にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当連合会の諸活動にご高配賜り、心より御礼申し上げます。東日本大震災の復旧・復興に向けてのご尽力に敬意を表します。

東北に住む私たちにとって「灯油」は欠くことができない生活必需品です。しかし灯油の配達価格は現在（エネ庁調査10/6）18㍲1缶1,970円と、高い価格水準になっています。これから冬の需要期に向かい家計を圧迫するのは必至であり、中小の事業者や農林漁業にも大きな打撃を与えます。このままでは、消費者も生産者も事業者も、くらしや経営が成り立ちません。

10年前1缶800円程度だった配達灯油価格は、2008年の原油暴騰で過去最高値の2,400円になり、ここ数年では1,600～1,800円という異常な高値が続いています。宮城県生協連は、少しでも安い灯油価格を目指しながら供給し、市況価格の高騰の抑制にも努力していますが、その努力も限界に達しています。

それに加え、円相場が9月に大きくドル高・円安に動きました。円安は輸出企業などにとってはプラスになりますが、家計にとっては厳しい面が多いです。円安の影響として、輸入品の価格が高くなるということがあります。日本はエネルギーの多くを輸入しています。電気料金や都市ガス料金は燃料価格と為替レートの変動から料金を調整する仕組みになっています。そして、ガソリンや灯油などの価格にも大きく影響します。

国は、平成25年度の特別交付税の3月交付において、低所得者に対する灯油購入費助成など、地方団体が行う原油高騰対策に要する経費について、特別交付税措置を講じました。それを受け、岩手県・山形県内市町村で灯油購入費の助成が実施されましたが、宮城県内の市町村では実施されていません。これから冬を迎えるにあたり、被災者や経済的弱者に対しての、灯油高騰時の救済策は急務です。

供給に関しても、全国では毎年1千箇所ペースで給油所が減り、宮城県においては10年前（2013年/2003年）との比較では、368箇所減少しています。今後ますます過疎地や被災地での給油所不足は問題になります。燃料は、食料に次ぐ生命線です。供給に関しては石油行政の果たす役割は高まっています。

生活必需品であるにも関わらず、宮城県に住む私たちが毎年のように量と価格に悩まされるのは、現在の石油行政にも問題があるといえます。石油製品の適正価格と安

定供給に責任を持つような、新しい石油行政を作ることを国に対し強く要望していくことが必要です。

私たちは、県民の生活を守るために、宮城県として以下の対策を行っていただくよう強く要請いたします。

記

1. 宮城県として、2007年度に実施したような低所得者に対する灯油購入費用の助成などの施策を実施してください。
2. 灯油高騰に苦しむ、東日本大震災の被災者や低所得者、経済的弱者のための灯油代購入補助や、灯油や燃料高騰に苦しむ農林漁業者や零細中小企業、学校などに対して効果的な支援策が行えるよう、国に働きかけるとともに、財政措置がなされた際は、市町村に対しても働きかけてください。
3. 県民の立場にたって「安心できる灯油の量の確保」と「価格の安定」を最優先に、不測の事態に敏速に対応できる万全の体制で臨んで下さい。
4. 原油価格の高騰などに便乗した値上げが行われないよう、価格の動向を調査・監視し県民に対して提供して下さい。
5. 石油製品の適正価格・安定供給に責任を持つ新しい石油行政を作ること、灯油購入支援を実現する行政施策強化を国等の関係機関に対して働きかけてください。

以上